

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		建築物における建ぺい率等の制限に係る環境保全上等の例外的な許可
根拠法令及び条項		都市計画法第41条第2項ただし書
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
審査	関係条項	<p>(建築物の建ぺい率等の指定)</p> <p>都市計画法第41条</p> <p>都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建ぺい率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。</p>
	基準	<p>未設定 (処分の先例がない等、具体化することが困難なため)</p>
基準	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(審査すべき事項がないため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)